

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月3日

奈良県公安委員会

委員長 植野康夫

奈良県公安委員会規則第1号

奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

奈良県道路交通法施行細則（昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、法第107条の7第2項の国外運転免許証の交付の申請又は規則第30条の13第1項の運転経歴証明書の再交付の申請」を「又は法第107条の7第2項の国外運転免許証の交付の申請」に改め、同項第3号中「及び第101条の4第2項」を「、第101条の4第2項及び第101条の7第1項」に改め、同項中第28号を第29号とし、第5号から第27号を1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第104条の4第1項の免許の取消しの申請（警察署長へ申請したものを除く。）

第15条第10号中「中型自動車」の次に「、準中型自動車」を加える。

第25条の3第1項中「及び第101条の4第2項」を「、第101条の4第2項及び第101条の7第1項」に、「講習予備検査受検申請書」を「認知機能検査受検申請書」に改め、同条第2項中「講習予備検査結果通知書」を「認知機能検査結果通知書」に改める。

第26条第1号中「別記様式第20号」の次に「又は別記様式第20号の2」を加え、同条第2号中「別記様式第20号の2」を「別記様式第20号の3、別記様式第20号の4又は別記様式第20号の4の2」に改め、同条第3号中「別記様式第20号の3」を「別記様式第20号の5」に改め、同条第4号中「別記様式第20号の4」を「別記様式第20号の6、別記様式第20号の6の2又は別記様式第20号の6の3」に改め、同条第5号中「別記様式第20号の4の2」を「別記様式第20号の6の4」に改める。

第26条の2第1項中「別記様式第20号の5」を「別記様式第20号の6の5」に改め、同条第2項を削り、同条の次に次の1条を加える。

（診断書の提出命令）

第26条の2の2 法第90条第8項又は第103条第6項に規定する診断書の提出命令は、診断書提出命令書（別記様式第20号の6の6）を交付して行うものとする。

2 法第102条第1項から第3項までに規定する診断書の提出命令は、診断書提出命令書（別記様式第20号の6の7）を交付して行うものとする。

第27条中「第37条の2第1項」を「第37条の2の2第1項」に改める。

別表第4(1)技能教習時限表を次のように改める。

(1) 技能教習時限表

受けようとする 第二種免許の自動車	教習区分 現に 有する免許	教 習 時 限			
		第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階	計
大 型 自 動 車	大 型 免 許	4	8 (4)	12 (8)	24 (12)
	中 型 免 許	6	10 (6)	16 (10)	32 (16)
	8 t 限 定 免 許	7	12 (7)	19 (12)	38 (19)
	オートマチック車8 t限定免許	8	13 (8)	21 (14)	42 (22)
	準 中 型 免 許	6	14 (7)	20 (12)	40 (19)
	5 t 限 定 免 許	7	15 (9)	22 (13)	44 (22)
	オートマチック車5 t限定免許	8	16 (10)	24 (15)	48 (25)
	普 通 免 許	7	15 (9)	22 (13)	44 (22)
	オートマチック車限定免許	8	16 (10)	24 (15)	48 (25)
	大 特 (無 限 定) 免 許	11	22 (15)	33 (18)	66 (33)
大 特 (カ タ ビ ラ) 免 許	12	26 (17)	38 (21)	76 (38)	
中 型 自 動 車	大 型 免 許	4	7 (4)	11 (7)	22 (11)
	中 型 免 許	4	7 (4)	11 (7)	22 (11)
	8 t 限 定 免 許	5	10 (6)	15 (9)	30 (15)
	オートマチック車8 t限定免許	6	11 (7)	17 (11)	34 (18)
	準 中 型 免 許	5	11 (5)	16 (10)	32 (15)
	5 t 限 定 免 許	6	12 (7)	18 (11)	36 (18)
	オートマチック車5 t限定免許	7	13 (8)	20 (13)	40 (21)
	普 通 免 許	6	12 (7)	18 (11)	36 (18)
	オートマチック車限定免許	7	13 (8)	20 (13)	40 (21)
	大 特 (無 限 定) 免 許	10	20 (12)	30 (18)	60 (30)
大 特 (カ タ ビ ラ) 免 許	12	24 (16)	36 (20)	72 (36)	
普 通 自 動 車	大 型 免 許	4	8 (4)	12 (8)	24 (12)
	中 型 免 許	4	8 (4)	12 (8)	24 (12)
	8 t 限 定 免 許	4	8 (4)	12 (8)	24 (12)
	オートマチック車8 t限定免許	5	9 (5)	14 (10)	28 (15)
	準 中 型 免 許	4	8 (4)	12 (8)	24 (12)
	5 t 限 定 免 許	5	9 (5)	14 (9)	28 (14)
	オートマチック車5 t限定免許	6	10 (6)	16 (11)	32 (17)
	普 通 免 許	5	9 (5)	14 (9)	28 (14)
	オートマチック車限定免許	6	10 (6)	16 (11)	32 (17)
	大 特 (無 限 定) 免 許	10	19 (12)	29 (17)	58 (29)
大 特 (カ タ ビ ラ) 免 許	11	23 (15)	34 (19)	68 (34)	
オ ー ト マ チ ッ ク 車	大 型 免 許	4	8 (4)	12 (8)	24 (12)
	中 型 免 許	4	8 (4)	12 (8)	24 (12)
	8 t 限 定 免 許	4	8 (4)	12 (8)	24 (12)
	オートマチック車8 t限定免許	5	9 (5)	14 (10)	28 (15)
	準 中 型 免 許	4	8 (4)	12 (8)	24 (12)
	5 t 限 定 免 許	5	9 (5)	14 (9)	28 (14)
	オートマチック車5 t限定免許	6	10 (6)	16 (11)	32 (17)
	普 通 免 許	5	9 (5)	14 (9)	28 (14)
	オートマチック車限定免許	6	10 (6)	16 (11)	32 (17)
	大 特 (無 限 定) 免 許	9	18 (4)	27 (16)	54 (27)
大 特 (カ タ ビ ラ) 免 許	11	21 (12)	32 (20)	64 (32)	
大 型 特 殊 自 動 車 (無 限 定)	大 型 免 許	3	6	9	18
	中 型 免 許 (8 t 限 定 免 許 ・ オ ー ト マ チ ッ ク 車 8 t 限 定 免 許 を 含 む 。)	3	6	9	18
	準 中 型 免 許 (5 t 限 定 免 許 ・ オ ー ト マ チ ッ ク 車 5 t 限 定 免 許 を 含 む 。)	3	6	9	18
	普 通 免 許 (オ ー ト マ チ ッ ク 車 限 定 免 許 を 含 む 。)	3	6	9	18
	大 特 (無 限 定) 免 許	2	4	6	12
大 型 特 殊 自 動 車 (カ タ ビ ラ)	大 特 (カ タ ビ ラ) 免 許	3	6	9	18
	大 型 免 許	3	5	8	16
	中 型 免 許 (8 t 限 定 免 許 ・ オ ー ト マ チ ッ ク 車 8 t 限 定 免 許 を 含 む 。)	3	5	8	16
	準 中 型 免 許 (5 t 限 定 免 許 ・ オ ー ト マ チ ッ ク 車 5 t 限 定 免 許 を 含 む 。)	3	5	8	18
	普 通 免 許 (オ ー ト マ チ ッ ク 車 限 定 免 許 を 含 む 。)	3	5	8	16
牽 引 自 動 車	大 特 (無 限 定) 免 許	2	3	5	10
	大 特 (カ タ ビ ラ) 免 許	2	3	5	10
	対 応 す る 免 許	2	4	6	12

備考 1 1 教習時間の時間は、50分とする。
2 () 内は内数で、路上教習の時限数を示す。

別記様式第 1 1 号及び別記様式第 1 1 号の 2 を次のように改める。

※整理番号	<h2 style="margin: 0;">安全運転管理者に関する届出書</h2> <p style="margin: 5px 0;">奈良県公安委員会 殿 平成 年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">安全運転管理者を選任、解任 } したので 届出者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名 ㊞</p> <p style="margin: 5px 0;">届出事項を変更 } したので 住所</p> <p style="margin: 5px 0;">お届けします。 (電話)</p>													
① 選任年月日	平成 年 月 日			⑧ 使 用 の 本 拠	名 称									
② 安全運転 管理者氏名	(ふりがな) -----				位 置									
③ 資 格 要 件	生年月日 (年 齢)	大昭平 年 月 日 (歳)			業種別	1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他								
	運 転 の 管 理 経 験		3 公安委員会の認定 修了者で1年以上											
1 2年以上		2 公安委員会の教習 修了者で1年以上												
④職務上の 地 位				⑨ 自 動 車 台 数	乗 用	貨 物				大 小 大 普	計			
⑤ 安全運転管 理者が運転 免許をもっ ている場合	免 許 の 種 類			⑩ 運 転 者 数	大 中 準 普 大 大 普 小	大 中 準 普 大 大 普 小	大 中 準 普 大 大 普 小	大 中 準 普 大 大 普 小	大 中 準 普 大 大 普 小	大 中 準 普 大 大 普 小	大 中 準 普 大 大 普 小	大 中 準 普 大 大 普 小	計	
	免 許 年 月 日				免 許 種 別	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	計
	免 許 番 号				専 従	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	計
	交 付 年 月 日				予 備	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	計
交 付 公 安 委 員 会				運 転 者 数	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	一 二 一 二 中 一 二 一 二 大 自 大 普 小	計		
⑥ 安全運転管 理者の勤務 の態様	勤 務	日勤 隔日 その他()		⑪ 前 安 全 運 転 管 理 者	解任年月日									
	副 安 全 運 転 管 理 者 の 有 無	あり(名) なし			氏 名									
⑦ 安 全 運 転 管 理 者 の 略 歴	勤 務 期 間		勤 務 所 名		職 名		解任事由 1 死 亡 2 退 職 3 転 任 4 解任命令 5 その他()							
	自 . . . 至 . . .													
	自 . . . 至 . . .													
	自 . . . 至 . . .													
	自 . . . 至 . . .													
備考					第 号 平成 年 月 日 警察署長 ㊞									

※整理番号
(安管)

副安全運転管理者に関する届出書

奈良県公安委員会 殿

平成 年 月 日

副安全運転管理者を選任、解任
届出事項を変更 } したので
お届けします。

届出者の氏名又は法人の
名称及び代表者の氏名
住所

(電話)

① 選任年月日	平成 年 月 日			⑧ 使 用 の 本 拠	名 称																
② 副安全運転 管理者氏名	(ふりがな) -----				位 置																
③ 資 格 要 件	生年月日 (年 齢)	大昭 年 月 日 (歳) 平		業種別	1 官公署 2 公社公団等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他																
	1 運 転 の 管 理 経 験 1 年 以 上	2 運 転 の 経 験 期 間 3 年 以 上	3 公 安 委 員 会 の 認 定																		
④職務上の 地 位																					
⑤ 副安全運転 管 理 者 が 運 転 免 許 を も っ て い る 場 合	免 許 の 種 類			⑨ 管 理 す る 自 動 車 の 台 数 ・ 運 転 者 数	乗 用	貨 物				大 型 特 殊	小 型 特 殊	大 型 二 輪	普 通 二 輪	計							
	免 許 年 月 日				大 型	中 型	準 中 型	普 通	軽	大 型	中 型	準 中 型	普 通	軽							
	免 許 番 号				免 許 種 別	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	計							
	交 付 年 月 日				一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種											
交 付 公 安 委 員 会			予 備																		
⑥ 副安全運転 管 理 者 の 勤 務 の 態 様	勤 務	日勤 隔日 その他()		⑩ 前 副 安 全 運 転 管 理 者	解任年月日																
	補 助 者 の 有 無	あり(名) なし			氏 名																
⑦ 副 安 全 運 転 管 理 者 の 略 歴	勤 務 期 間	勤 務 所 名		職 名		解任事由															
	自 . . . 至 . . .					1 死 亡 2 退 職 3 転 任															
	自 . . . 至 . . .					4 解 任 命 令 5 その他()															
	自 . . . 至 . . .																				
	自 . . . 至 . . .																				
備考				第 号 平成 年 月 日 警察署長 印																	

別記様式第15号を次のように改める。

別記様式第15号 (第18条関係)

安全運転管理者等資格認定申請書

平成 年 月 日

奈良県公安委員会 殿

申請者住所 住所 (所在地)
氏名 (名 称) ㊦
(電話)

次の者を、当
の安全運転管理者
副安全運転管理者としての能力を有する者
であることを認定して下さるよう申請します。

選任しようとする者	職 ----- 氏名										生 年 月 日	. . . 生				
認定を受けるに足り る理由																
自動車台数	乗 用					貨 物					大 型 特 殊	けん 引	小 型 特 殊	大 型 二 輪	普 通 二 輪	計
	大 型	中 型	準 中 型	普 通	軽	大 型	中 型	準 中 型	普 通	軽						
運 転 者 数	免許 種別	大 型		中 型		準 中 型	普 通		大 特		けん引		小 特	大 自 二	普 自 二	計
	一 種	二 種	一 種	二 種		一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種			
	専 従															
予 備																

別記様式第19号の2中「講習予備検査受検申請書」を「認知機能検査受検申請書」に、「講習予備検査」を「認知機能検査」に改める。

別記様式第19号の3から別記様式第20号の6までを次のように改める。

認知機能検査結果通知書

氏 名

生 年 月 日

検 査 場 所

総合点	点
(A)	点)
(B)	点)
(C)	点)

記憶力・判断力が低くなっています。

記憶力・判断力が低くなっています。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり進路変更の合図が遅れる傾向がみられますので、今後の運転について十分注意するとともに、医師やご家族にご相談されることをお勧めします。

また、臨時適性検査（専門医による診断）を受け、又は医師の診断書を提出していただくお知らせが公安委員会からあります。

この診断の結果、認知症であることが判明したときは、運転免許の取消し、停止などの行政処分の対象となります。

※ 総合点によって次のように判定がなされています。

76点以上	記憶力・判断力に心配ありません。
49点以上76点未満	記憶力・判断力が少し低くなっています。
49点未満	記憶力・判断力が低くなっています。

高齢者講習は認知機能検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者講習を受講する際には、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

奈良県公安委員会

印

認知機能検査結果通知書

氏 名

生 年 月 日

検 査 場 所

総合点 点
(A 点)
(B 点)
(C 点)

記憶力・判断力が少し低くなっています。

記憶力・判断力が少し低くなっています。

記憶力・判断力が低下すると、信号無視や一時不停止の違反をしたり進路変更の合図が遅れる傾向がみられます。

そのため、自動車を運転するときは、

- ・信号をしっかり確認する習慣をつけ、常に信号機の存在を意識しながら運転するようにすること。
- ・交差点を通行する際は、必ず安全を確認し、一時停止標識がある場合には、停止線の手前で一時停止すること。
- ・進路変更をする際は、早めに合図を出すようにして、後ろと横の安全の確認を必ず行うこと。

などに注意して、安全運転を心がけてください。

※ 総合点によって次のように判定がなされています。

76点以上	記憶力・判断力に心配ありません。
49点以上76点未満	記憶力・判断力が少し低くなっています。
49点未満	記憶力・判断力が低くなっています。

高齢者講習は認知機能検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者講習を受講する際には、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

奈良県公安委員会

印

認知機能検査結果通知書

氏 名

生 年 月 日

検 査 場 所

総合点	点
(A)	点)
(B)	点)
(C)	点)

記憶力・判断力に心配ありません。

記憶力・判断力に心配ありませんが、これから受けていただく高齢者講習において指導されることに注意して、これからも安全運転に心がけてください。

また、個人差はありますが、加齢により身体の機能が変化することから、自分自身の身体の機能の状態を常に自覚して、それに応じた運転をすることが大切です。

これからも油断することなく、適度な緊張と慎重さを忘れないようにしましょう。

※ 総合点によって次のように判定がなされています。

76点以上	記憶力・判断力に心配ありません。
49点以上76点未満	記憶力・判断力が少し低くなっています。
49点未満	記憶力・判断力が低くなっています。

高齢者講習は認知機能検査の結果に基づいて実施されますので、高齢者講習を受講する際には、この書面を必ず持参してください。

年 月 日

奈良県公安委員会

印

認知機能検査の判定や計算等について

— 総合点による判定 —

判定の基準となる点数（49点や76点）は、認知機能検査の結果と認知症専門医による診断結果との関係を統計的に分析して定められたものです。

認知機能検査は、認知症の診断を行うものではなく、高齢者講習を実施するために、記憶力、判断力の状況を確認するものです。したがって、総合点が49点未満であったとしても、直ちに認知症であることを示すものではありません。また、49点以上であったとしても、必ずしも認知症でないことを示すものではありませんので、記憶力、判断力に不安のある方は、お近くの医療機関等で相談されることをお勧めします。

記憶力、判断力が低くなっているとされても、免許証の更新をすることはできますし、直ちに免許が取り消されるわけではありません。ただし、警察から連絡があり、医師の診断を受けることになります。

認知症と診断された場合は、免許が取り消され、又は停止されたりします。

今回の検査の結果について、御質問のある方は、認知機能検査を行ったところや奈良県警察本部交通部運転免許課までお問い合わせください。

— 総合点の計算 —

総合点は、次の計算式に当てはめて算出しています。

正しい回答が多くなるにつれて総合点が高くなります。

$$\text{総合点} = 1.15 \times A + 1.94 \times B + 2.97 \times C$$

Aは、「年」、「月」、「日」、「曜日」、「時刻」が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Bは、記憶した16種類のイラストの名前が正しく回答されているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

Cは、時計が正しく描かれているかどうかについての点数です。正しく回答すると点数がつきます。

臨時適性検査通知書

奈公委 第 号
年 月 日

住 所

殿

奈良県公安委員会 印

認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第1項に規定する臨時適性検査（認知症の専門医による診断）を下記のとおり実施しますので通知します。

なお、この通知を受け、臨時適性検査を受けない場合は、臨時適性検査通知又は診断書提出命令（運転免許の保留）通知若しくは診断書提出命令（運転免許の保留）
臨時適性検査通知又は診断書提出命令（運転免許の保留）
運転免許の拒否又は臨時適性検査通知若しくは診断書提出命令（運転免許の保留）
を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

備考 臨時適性検査を受けない場合の「運転免許の拒否又は臨時適性検査通知若しくは診断書提出命令（運転免許の保留）」については、やむを得ない理由のため臨時適性検査を受けなかったと認められる場合には「臨時適性検査通知若しくは診断書提出命令（運転免許の保留）」、その他の場合には「運転免許の拒否」の処分を受けることとなることを意味します。

別記様式第20号の2（第26条関係）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">臨時適性検査通知書</p>	
	<p style="margin: 0;">奈公委 第 号 年 月 日</p>
<p style="margin: 0;">住所</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 0 0;">殿</p>	<p style="margin: 0;">奈良県公安委員会 印</p>
<p style="margin: 0;">道路交通法第102条第4項に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施しますので通知します。</p> <p style="margin: 0;">なお、この通知を受け、臨時適性検査を受けない場合は、臨時適性検査通知（ 運転免許の拒否又は臨時適性検査 運転免許の保留） 通知（運転免許の保留）</p>	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

- 備考1 臨時適性検査を受けない場合の「運転免許の拒否又は臨時適性検査通知（運転免許の保留）」については、やむを得ない理由のため臨時適性検査を受けなかったと認められる場合には「臨時適性検査通知（運転免許の保留）」、その他の場合には「運転免許の拒否」の処分を受けることとなることを意味します。
- 2 上記期日までに、道路交通法施行規則第29条の3第5項に規定する要件を満たす医師の診断書を提出した場合は、臨時適性検査を受ける必要はありません。
- 3 2の要件とは、主治医（かかりつけ医）又は認知症の専門医が作成した診断書であって、当該医師の意見（認知症であることを理由としてこの通知を受けた方に対しては、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見）が記載されているものであることです。

別記様式第20号の3 (第26条関係)

臨時適性検査通知書

奈公委 第 号
年 月 日

住所

殿

奈良県公安委員会 印

認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、認知症のおそれ(疑い)があることから、道路交通法第102条第2項第3項に規定する臨時適性検査(認知症の専門医による診断)を下記のとおり実施しますので通知します。

なお、この通知を受け、臨時適性検査を受けない場合は、臨時適性検査通知又は運転免許の取消し又は臨時適性検査通知若しくは診断書提出命令(運転免許の効力の停止)を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備考	

備考 臨時適性検査を受けない場合の「運転免許の取消し又は臨時適性検査通知若しくは診断書提出命令(運転免許の効力の停止)」については、やむを得ない理由のため臨時適性検査を受けなかったと認められる場合には「臨時適性検査通知若しくは診断書提出命令(運転免許の効力の停止)」、その他の場合には「運転免許の取消し」の処分を受けることとなることを意味します。

別記様式第20号の4 (第26条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">臨時適性検査通知書</p>	
<p style="margin: 0;">奈公委 第 号 年 月 日</p>	
<p style="margin: 0;">住 所</p>	<p style="margin: 0; text-align: center;">殿</p>
<p style="margin: 0;">奈良県公安委員会 印</p>	
<p style="margin: 0;">道路交通法第102条第4項に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施しますので通知します。</p>	
<p style="margin: 0;">なお、この通知を受け、臨時適性検査を受けない場合は、臨時適性検査通知（運転 運転免許の取消し又は臨時適性検査 免許の効力の停止） 通知（運転免許の効力の停止） を受けることとなります。</p>	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

- 備考1 臨時適性検査を受けない場合の「運転免許の取消し又は臨時適性検査通知（運転免許の効力の停止）」については、やむを得ない理由のため臨時適性検査を受けなかったと認められる場合には「臨時適性検査通知（運転免許の効力の停止）」、その他の場合には「運転免許の取消し」の処分を受けることとなることを意味します。
- 2 上記期日までに、道路交通法施行規則第29条の3第5項に規定する要件を満たす医師の診断書を提出した場合は、臨時適性検査を受ける必要はありません。
- 3 2の要件とは、主治医（かかりつけ医）又は認知症の専門医が作成した診断書であって、当該医師の意見（認知症であることを理由としてこの通知を受けた方に対しては、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見）が記載されているものであることです。

別記様式第20号の4の2（第26条関係）

臨時適性検査通知書	
奈公委 第 号 年 月 日	
住 所	殿
奈良県公安委員会 印	
<p>道路交通法第102条第5項に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施しますので通知します。 なお、この通知を受け、臨時適性検査を受けない場合は、道路交通法施行令第37条の7第1号 に掲げる場合を除き、臨時適性検査通知（運転免許の効力の停止）を 運転免許の取消し又は臨時適性検査通知（運転免許の効力の停止） を受けることとなります。</p>	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

備考1 臨時適性検査を受けない場合の「運転免許の取消し又は臨時適性検査通知（運転免許の効力の停止）」については、やむを得ない理由のため臨時適性検査を受けなかったと認められる場合には「臨時適性検査通知（運転免許の効力の停止）」、その他の場合には「運転免許の取消し」の処分を受けることとなることを意味します。

2 道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合とは、運転免許を受けた方から適性検査を受けたい旨の申出及びその申出に理由があるとして臨時適性検査を行う場合のことです。

別記様式第20号の5 (第26条関係)

臨時適性検査通知書 (仮運転免許)	
住所	奈公委 第 年 月 日 号
殿	
奈良県公安委員会 印	
道路交通法第102条第4項に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施しますので通知します。	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

- 備考1 上記期日までに、道路交通法施行規則第29条の3第5項に規定する要件を満たす医師の診断書を提出した場合は、臨時適性検査を受ける必要はありません。
- 2 1の要件とは、主治医（かかりつけ医）又は認知症の専門医が作成した診断書であって、当該医師の意見（認知症であることを理由としてこの通知を受けた方に対しては、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見）が記載されているものであることです。

別記様式第20号の6 (第26条関係)

臨時適性検査通知書 (仮運転免許)

奈公委 第 号
年 月 日

住 所

殿

奈良県公安委員会 印

認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、認知症のおそれ(疑い)があることから、道路交通法第102条第3項に規定する臨時適性検査(認知症の専門医による診断)を下記のとおり実施しますので通知します。

なお、この通知を受け、臨時適性検査を受けない場合は、仮運転免許の取消しの処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

備考 やむを得ない理由のため臨時適性検査を受けなかったと認められる場合には、仮運転免許の取消しの処分を受けることはありません。

別記様式第20号の6の次に次の6様式を加える。

別記様式第20号の6の2（第26条関係）

臨時適性検査通知書（仮運転免許）	
住所	奈公委 第 号 年 月 日
殿	
奈良県公安委員会 印	
<p>道路交通法第102条第4項に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施しますので通知します。 なお、この通知を受け、臨時適性検査を受けない場合は、仮運転免許の取消しの処分を受けることとなります。</p>	
適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

- 備考1 やむを得ない理由のため臨時適性検査を受けなかったと認められる場合には、仮運転免許の取消しの処分を受けることはありません。
- 2 上記期日までに、道路交通法施行規則第29条の3第5項に規定する要件を満たす医師の診断書を提出した場合は、臨時適性検査を受ける必要はありません。
- 3 2の要件とは、主治医（かかりつけ医）又は認知症の専門医が作成した診断書であって、当該医師の意見（認知症であることを理由としてこの通知を受けた方に対しては、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見）が記載されているものであることです。

別記様式第20号の6の3 (第26条関係)

臨時適性検査通知書 (仮運転免許)

奈公委 第 号
年 月 日

住 所

殿

奈良県公安委員会



道路交通法第102条第5項に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施しますので通知します。
なお、この通知を受け、臨時適性検査を受けない場合は、道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合を除き、仮運転免許の取消しの処分を受けることとなります。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

備考1 やむを得ない理由のため臨時適性検査を受けなかったと認められる場合には、仮運転免許の取消しの処分を受けることはありません。

2 道路交通法施行令第37条の7第1号に掲げる場合とは、運転免許を受けた方から適性検査を受けたい旨の申出及びその申出に理由があるとして臨時適性検査を行う場合のことです。

別記様式第20号の6の4（第26条関係）

臨時適性検査通知書（国際運転免許証等）

奈公委 第 号
年 月 日

住 所

殿

奈良県公安委員会 印

道路交通法第107条の4第1項に規定する臨時適性検査を下記のとおり実施しますので通知します。

適性検査を行う理由	
適性検査を行う期日	
適性検査を行う場所	
その他必要な事項	
備 考	

別記様式第20号の6の5（第26条の2関係）

奈良県公安委員会達第	号	
適性検査受検命令書		
年 月 日		
住所		
殿		
		奈良県公安委員会
道路交通法	第90条第8項 第103条第6項	の規定により、下記のとおり適性検査の受検を命じます。
なお、この命令に違反して適性検査を受けない場合は、		適性検査受検命令又は診 断書提出命令又は診断書提出命令 運転免許の拒否又は適性検査受検命 令又は診断書提出命令又は診断 書提出命令又は診断書提出命令 運転免許の取消し又は適性検査受検命 令又は診断書提出命令又は診断書提出命令
断書提出命令（運転免許の保留） 令若しくは診断書提出命令（運転免許の保留） 書提出命令（運転免許の効力の停止） 令若しくは診断書提出命令（運転免許の効力の停止）		
を受けることとなります。		
適性検査を行う理由		
適性検査を行う期日		
適性検査を行う場所		
その他必要な事項		
備 考		

- 備考1 適性検査を受けない場合の「運転免許の拒否又は適性検査受検命令若しくは診断書提出命令（運転免許の保留）」については、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、「適性検査受検命令若しくは診断書提出命令（運転免許の保留）」、その他の場合には「運転免許の拒否」の処分を受けることとなることを意味します。
- 2 適性検査を受けない場合の「運転免許の取消し又は適性検査受検命令若しくは診断書提出命令（運転免許の効力の停止）」については、やむを得ない理由のため適性検査を受けなかったと認められる場合には、「適性検査受検命令若しくは診断書提出命令（運転免許の効力の停止）」、その他の場合には「運転免許の取消し」の処分を受けることとなることを意味します。

別記様式第20号の6の6（第26条の2の2関係）

奈良県公安委員会達第	号	診断書提出命令書	年 月 日
住所	殿		奈良県公安委員会 印
道路交通法	第90条第8項 第103条第6項	の規定により、下記のとおり、	道路交通法施行規則 第18条の4 第29条の5
第2項 第2項	に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。		
なお、この命令に違反して診断書を提出しない場合は、		診断書提出命令又は適性 運転免許の拒否又は診断書提出命令 診断書提出命令又は適性検 運転免許の取消し又は診断書提出命令	
検査受検命令（運転免許の保留） 若しくは適性検査受検命令（運転免許の保留） 検査受検命令（運転免許の効力の停止） 若しくは適性検査受検命令（運転免許の効力の停止）		を受けることとなります。	
診断書の提出 を命ずる理由			
診断書の提出期限			
その他必要な事項			
備 考			

- 備考1 診断書を提出しない場合の「運転免許の拒否又は診断書提出命令若しくは適性検査受検命令（運転免許の保留）」については、やむを得ない理由のため診断書を提出しなかったと認められる場合には「診断書提出命令若しくは適性検査受検命令（運転免許の保留）」、その他の場合には「運転免許の拒否」の処分を受けることとなることを意味します。
- 2 診断書を提出しない場合の「運転免許の取消し又は診断書提出命令若しくは適性検査受検命令（運転免許の効力の停止）」については、やむを得ない理由のため診断書を提出しなかったと認められる場合には「診断書提出命令若しくは適性検査受検命令（運転免許の効力の停止）」、その他の場合には「運転免許の取消し」の処分を受けることとなることを意味します。
- 3 道路交通法施行規則第18条の4第2項及び第29条の5第2項に規定する要件とは、主治医（かかりつけ医）又は認知症の専門医が作成した診断書であって、当該医師の意見（認知症であることを理由としてこの命令を受けた方にあっては、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見）が記載されているものであることです。
- 4 3の要件を満たさない場合は、上記の運転免許の行政処分又は診断書提出命令若しくは適性検査受検命令を受けることとなります。

別記様式第20号の6の7 (第26条の2の2関係)

奈良県公安委員会達第 住 所 殿 認知機能検査の結果、「記憶力・判断力が低くなっている」との判定を受け、認知症のおそれ 第1項 (疑い)があることから、道路交通法第102条 第2項 の規定により、下記のとおり、道路交通 第3項 法施行規則第29条の3 第3項に規定する要件を満たす医師の診断書の提出を命じます。 なお、この命令に違反して診断書を提出しない場合は、 適性検査通知 (運転免許の保留) 令若しくは臨時適性検査通知 (運転免許の保留) 性検査通知 (運転免許の効力の停止) を受けることとなります。 若しくは臨時適性検査通知 (運転免許の効力の停止) 許 の 取 消 し	号 診 断 書 提 出 命 令 書 年 月 日 奈良県公安委員会 診 断 書 提 出 命 令 又 は 臨 時 運 転 免 許 の 拒 否 又 は 診 断 書 提 出 命 令 又 は 臨 時 適 運 転 免 許 の 取 消 し 又 は 診 断 書 提 出 命 令 仮 運 転 免
---	--

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
その他必要な事項	
備 考	

- 備考1 診断書を提出しない場合の「運転免許の拒否又は診断書提出命令若しくは臨時適性検査通知 (運転免許の保留)」については、やむを得ない理由のため診断書を提出しなかったと認められる場合には「診断書提出命令若しくは臨時適性検査通知 (運転免許の保留)」、その他の場合には「運転免許の拒否」の処分を受けることとなることを意味します。
- 2 診断書を提出しない場合の「運転免許の取消し又は診断書提出命令若しくは臨時適性検査通知 (運転免許の効力の停止)」については、やむを得ない理由のため診断書を提出しなかったと認められる場合には「診断書提出命令若しくは臨時適性検査通知 (運転免許の効力の停止)」、その他の場合には「運転免許の取消し」の処分を受けることとなることを意味します。
- 3 仮運転免許を受けている方については、やむを得ない理由のため診断書を提出しなかったと認められる場合には、仮運転免許の取消しの処分を受けることはありません。
- 4 道路交通法施行規則第29条の3 第3項に規定する要件とは、認知症の専門医又は主治医 (かかりつけ医) が作成した診断書であって、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているものであることです。
- 5 4の要件を満たさない場合は、上記の運転免許の行政処分又は診断書提出命令若しくは臨時適性検査通知を受けることとなります。

別記様式第 2 1 号の 3 及び別記様式第 2 2 号を次のように改める。

運転経歴証明書記載事項変更届(県内用)															
奈良県公安委員会 殿					年 月 日										
受付場所	センター	91	警察署	<input type="checkbox"/>	届出者氏名										
資料区分	住	氏	住+氏	本籍	本+住	本+氏	本+住+氏	県修正	呼び名						
	51	52	53	54	55	56	57	B5	Y9						
生年月日	明治	大正	昭和	平成	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	日	性別	男	女		
	1	2	3	4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						1	2		
経歴証番号	<input type="text"/>							同時照会の有	無 <input checked="" type="checkbox"/>						
登録年月日	平成	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	年	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	月	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	日	— <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>				
登録番号	4														
経歴証明書の写し(裏面記載の有無)															
	呼び名 <input type="text"/>							統一氏名		<input type="text"/>					
変更事項	フリガナ							生年月日	明大昭平	年	月	日	性別	男	女
	住所														
連絡先電話番号	自宅携帯	<input type="text"/>						住所地名	警 署	署コード	<input type="text"/>				

折り曲げないでください。	氏名															
	生年月日	年	月	日												
	住所															
	交付	年	月	日												
	番号	号														
免許年月日	第一種免許	二・小・原	年	月	日	有無							第二種免許	年	月	日
	免許の種類	大	中	準	普	大	大	普	小	原	け	大	中	普	大	け
		型	型	型	通	特	自	自	特	付	引	二	二	通	二	二

住民票
登録証明書等
公的領収書
保険証
郵便物
その他 ()
表示変更

受付印

確認者	オペレーター
-----	--------

備考
 一 変更事項の欄には変更した事項のみを記載すること。
 二 電話番号には、市外局番と市内局番の間に、ハイフン(―)を入れること。

運転経歴証明書記載事項変更届(転入用)

奈良県公安委員会 殿 年 月 日

受付場所	センター	91	警察署	□□	届出者氏名								
資料区分	住	住+氏	住+本	住+氏+本									
	A1	A3	A5	A7									
生年月日	明治	大正	昭和	平成	□□	年	□□	月	□□	日	性別	男	女
	1	2	3	4								1	2
経歴証番号	□□□□□□□□□□□□□□□□								同時照会の有	無	1		
登録年月日	平成 □□年 □□月 □□日 - □□□□□□												
登録番号	4 □□□□□□□□□□□□□□□□												

再交付同時
申請のみ写
真を貼付す
ること。

折り曲げないでください。

経歴証明書の写し(裏面記載の有無)

呼び名	□□□□□□□□□□□□□□□□	統一氏名	□□□□ - □□□□
-----	------------------	------	-------------

変更事項	フリガナ						性別	男	女
	氏名						生年月日	明大昭平	年 月 日
	住所								

免許証の色別	S	黄緑
	T	薄青
	G	金

発行県	
-----	--

連絡先電話番号	自宅	□□□□□□□□□□□□□□□□	携帯	□□□□□□□□□□□□□□□□	住所地名	警察署名	署	署コード	□□□□
---------	----	------------------	----	------------------	------	------	---	------	------

折り曲げないでください。	氏名					
	生年月日	年 月 日				
	住所					
	交付	年 月 日				

番号 号

免許年月日	第一種免許	二・小・原	年月日	有無	□□□□□□□□□□□□□□□□
年月日	第二種免許	その他	年月日	免許の種類	大 中 準 普 大 普 小 原 付 引 大 中 普 大 特 引 二 二 二 二

受付印

確認者

オペレーター

備考

住民票
登録証明書等
公的領収書
保険証
郵便物
その他 ()
表示変更

一変更事項の欄には変更した事項のみを記載すること。
二電話番号には、市外局番と市内局番の間に、ハイフン(-)を入れること。

別記様式第22号 (第28条関係)

緊急自動車運転資格審査申請書																
														平成 年 月 日		
奈良県公安委員会 殿																
氏名・生年月日												年 月 日				
住所																
審査に係る緊急自動車の種類				中 型 準中型 普 通 大自二 普自二 小型二輪												
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会名			公 安 委 員 会												
	交付年月日			年 月 日				有効期限		年 月 日						
	免許証番号			第 号												
	第一種免許	二小・原	昭和	平成	年 月 日											
		その他	昭和	平成	年 月 日											
	第二種免許		昭和	平成	年 月 日											
	免許の種類		大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	けん 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二
免許の条件																
緊急自動車の使用者		所在地														
		職 名														
		氏 名 ㊟														

備考1 審査に係る緊急自動車の種類、元号及び免許の種類は、該当するものを○で囲むこと。

2 緊急自動車の使用者欄の「印」は、公印を用いること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年3月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の奈良県道路交通法施行細則に規定する様式による書面については、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。